

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 （略）</p> <p>経営企画課 <u>企画班</u> 財務係</p> <p>業務課 業務管理係 施設係 建設班</p>	<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 （略）</p> <p>経営企画課 <u>企画係</u> 財務係</p> <p>業務課 業務管理係 施設係 建設班 <u>県立看護専門学校設立準備班</u></p> <p>（準備事務所の設置）</p> <p>第5条の2 <u>局本庁の事務を処理するため、次のとおり準備事務所を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">名称 位置</p> <p><u>業務課県立十日町看護</u> <u>十日町市</u> <u>専門学校設立準備事務</u> <u>所</u></p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課</p> <p> (1)～(12) （略）</p> <p> (13) 看護専門学校に関する事項</p> <p> (14)・(15) （略）</p> <p> 経営企画課</p> <p> (1)～(11) （略）</p> <p> 業務課</p> <p> (1)～(8) （略）</p> <p> <u>(9) （略）</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課</p> <p> (1)～(12) （略）</p> <p> (13) 看護専門学校に関する事項 <u>(業務課の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p> (14)・(15) （略）</p> <p> 経営企画課</p> <p> (1)～(11) （略）</p> <p> 業務課</p> <p> (1)～(8) （略）</p> <p> <u>(9) 看護専門学校の設立の準備に関する事項</u></p> <p> <u>(10) （略）</u></p>

- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科
消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科
呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科
乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科
リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科
産婦人科(又は婦人科) 眼科
耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科
麻酔科 病理診断科 臨床検査科
救急科 歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

- 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に地域連携センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院に地域連携センター、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

- 3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科
呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 頭頸部外科
精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科
眼科 リハビリテーション科 放射線診断科
放射線治療科 麻酔科 病理診断科
歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部
中央手術部 化学療法部
研究部～がん予防総合センター (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科
消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア科 外科
呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科
乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科
リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科
産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科
リハビリテーション科 放射線科
麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科
歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

- 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

- 3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 脳神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科
消化器外科 乳腺外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 頭頸部外科
精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科
眼科 リハビリテーション科 放射線診断科
放射線治療科 麻酔科 病理診断科
歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部
中央手術部 化学療法部
研究部～がん予防総合センター (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
<u>新潟県立十日町看護専門学校</u>	<u>十日町市</u>
新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市 新潟県立吉田病院内
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市 新潟県立新発田病院内

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長及び教務主任を置くことができる。

3～5 (略)

6 庶務係長は、上司の命を受け事務を処理する。

7 副校長は、上司の命を受け教務を掌理する。

8 教務主任は、上司の命を受け教務を処理する。

(副参事等)

第25条 看護専門学校に副参事、主査及び主任を置くことができる。

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
<u>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</u>	燕市 新潟県立吉田病院内
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市 新潟県立新発田病院内

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、教頭及び教務主任を置くことができる。

3～5 (略)

6 教頭及び教務主任は、上司の命を受け、教務を掌理又は処理する。

2 副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて
担当事務を処理する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。